

大分県建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

(趣旨)

第1条 公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善等に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS活用工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

【下請企業】

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

【技能者】

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

【CCUS登録事業者】

下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

【CCUS登録技能者】

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

【登録事業者率】

CCUS登録事業者の数／下請企業の数

【登録技能者率】

CCUS登録技能者の数／技能者の数

【就業履歴蓄積率】

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

【計測日】

登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するもとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。

【平均登録事業者率】

登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。

【平均登録技能者率】

登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。

【平均就業履歴蓄積率】

就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(CCUS活用工事)

第3条 (対象工事)

大分県土木建築部の発注する予定価格 4,000 万円以上の工事（営繕工事は予定価格 7,000 万円以上）のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

ただし、港湾事業及び災害復旧事業は除く。

2 (実施方法)

受注者は、当初施工計画書提出時に「CCUS活用工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

3 (実施内容)

対象工事において、受注者がCCUS活用工事に取り組む旨を希望した場合、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標値を設定するものとする。

指 標	目 標 値
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	60%
平均就業履歴蓄積率	30%

4 (目標値の達成状況の確認方法)

発注者は、受注者に対して第3条3に掲げる各指標に係る目標値の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標値の達成状況を確認するものとする。

5 (未達成項目の報告)

受注者が第3条3に掲げるいずれかの指標に係る目標値を達成しなかった場合、発注者は、未達成の項目、要因を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

6 (工事成績評定)

本要領に基づく CCUS 活用については、工事成績評定の対象としない。

7 (CCUS活用に係る費用)

CCUS 活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が

提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とし積算する。

①カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円/台（税抜）	当該工事現場に設置する数 （1 工事あたり 2 台を上限とする）
iOS	30,000 円/台（税抜）	

原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事など入構箇所等の事情がある場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。

また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費用や通信費は計上しない。

②現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUS へのシステム登録（事業者登録、管理者 ID 登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

8 （特記仕様書への明示）

CCUS 活用工事の対象工事は、その旨、特記仕様書に明記するものとする。

（その他）

第4条 本要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則（令和4年12月15日付 建政第1406号）

この要領は、令和5年1月15日以降起案する工事から適用する。